

妻と別居中だけど、子どもに会いたい。

借金が返せなくなった。取り立てが怖くて、夜も眠れない。

会社が給料を払ってくれない。どうすればいいんだ。

死亡した父の借金を払いたくありません。どうすればいいですか。

子どもの養育費の約束をしたのに払ってくれない夫に払わせる方法がありますか。

ネットオークションで詐欺にあいました。どうしたらいいですか。

法テラスまでお問合せいただくと  
経済的に余裕がない場合  
無料法律相談ができます。

- 収入・資産が一定基準以下の方が対象です。
- 原則として、事前の電話予約が必要です。
- 相談時間は30分ほどです。●相談回数には限りがあります。

法テラスでは、ナビダイヤルとIP電話を使用しています。



### 法テラス大阪 0570-078329

〒530-0047  
大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館B1F  
●相談時間:毎週月～土曜日  
10:15～12:00 / 13:00～16:00  
●予約受付時間:平日(月～金)9:00～17:00  
●相談の種類:一般相談(離婚・相続・損害賠償・金銭トラブル・不動産など民事全般)  
クレジット・サラ金相談  
●京阪中之島線「なにわ橋駅」出口①徒歩5分  
●地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」1番出口徒歩10分  
●地下鉄・京阪本線「北浜駅」26号階段徒歩10分



### 法テラス堺 0570-078331

〒590-0075  
堺市堺区南花田町2-3-20 三共堺東ビル6F  
●相談時間:毎週月～金曜日13:30～16:30  
毎週水曜日を除く午前中も相談実施  
10:00～12:00  
●予約受付時間:平日(月～金)9:00～17:00  
●相談の種類:一般相談(離婚・相続・損害賠償・金銭トラブル・不動産など民事全般)  
クレジット・サラ金相談  
●南海高野線「堺東駅」北改札口徒歩1分  
(1階にSMBC日興証券が入っているビル)

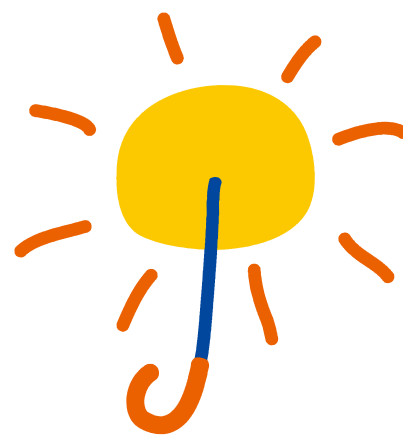
●他にも次の場所で法律相談援助を実施しております。  
大阪弁護士会谷町法律相談センター  
〒540-0012 大阪市中央区谷町3-1-9 MG大手前ビル5F  
大阪弁護士会なんば法律相談センター  
〒542-0076 大阪市中央区難波4-4-1 ヒューリック難波ビル4F  
大阪弁護士会岸和田法律相談センター  
〒596-0054 岸和田市宮本町27-1 泉州ビル2F(205号)  
※受付方法等につきましては、あらかじめ法テラス大阪、法テラス堺にお電話でお問合せください。

www.houterasu.or.jp

令和5年4月発行

# 日本司法支援センター 法テラス

誰に相談したらいい?  
弁護士、司法書士の費用が心配。  
こんなこと聞いていいのかな?  
犯罪の被害にあってしまった…



まずは法テラスへ。

はじめてご利用される方は  
まず法テラス・サポートダイヤルへお電話ください。

0570-078374

※IP電話からは、03-6745-5600

法テラスは、国が設立した公的な法人です。

隣の家から騒音が聞こえる。誰に相談したらいいの。

隣の家がゴミ屋敷になっている。誰に相談したらいいの。

中古の家を買ったら雨漏りがひどい。どうすればいい。

職場の上司からのイジメがますますひどくなっているんです。

スマホで無料のゲームをしていたのに20万円請求されました。

弁護士に相談したいけれど、費用が払えない。

おじいちゃんの物忘れが最近ひどくなった。悪い人にだまされてないか心配。どうしたらいいの。

大家さんから急に家賃を値上げされると言われた。

別れた彼氏から脅かされています。

そんな時は法テラスに  
ご相談ください。

# 相談 の 手順

1

## 電話する

法テラスの利用方法やトラブル解決に役立つ情報を丁寧にご案内します。お問合せはご本人でなくてもかまいません。ご家族、ケースワーカー、医師、支援している方、自治体職員の方もどうぞ。

法テラス・サポートダイヤル  
おなやみなし  
**0570-078374**  
IP電話からは03-6745-5600

犯罪の被害にあわれた方や  
そのご家族は専用ダイヤルへ  
おなやみなし  
**0120-079714**  
IP電話からは03-6745-5601

平日：午前9時～午後9時  
土曜日：午前9時～午後5時  
祝日・年末年始を除く

2

## 弁護士・ 司法書士に 相談する\*

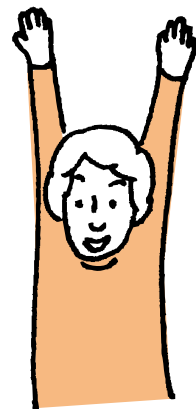
経済的に余裕のない方には、無料で3回まで相談できる制度があります。「経済的に余裕のない方」にあたるかどうかは収入や預貯金額などで決まります。詳しくは、右ページをご覧ください。  
※対面による実施が困難な場合等には、オンライン等による法律相談が受けられる場合があります。



3

## 弁護士・ 司法書士に 依頼する

経済的に余裕のない方には、  
弁護士費用や司法書士費用等を  
立て替える制度があります。  
「経済的に余裕のない方」にあたるかどうかは  
収入や預貯金額などで決まります。毎月1万円ずつ、  
もしくは5千円ずつというように分割でご返済いただきます。  
生活保護受給中の方は猶予や免除となる場合があります。  
詳しくは、右ページをご覧ください。



4

## 解決に向かう

困ったら、まずはお電話ください。

法テラスHP



## 無料法律相談

### 弁護士・司法書士費用等の立替え

#### 申込み

●収入・家族構成(右面・基準A)  
●現金・預貯金額(右面・基準B)  
をお伺いします。  
右面の①及び③いずれも満たしている場合、  
無料法律相談の予約をお取りします。

#### 無料 法律相談

相談の結果、弁護士・司法書士費用等の立替  
制度(代理援助・書類作成援助)の利用を希望  
される方には、審査を受けていただきます。

#### 審査

審査では右面の①～③の条件を全て満たす  
必要があります。審査に必要な書類は  
●資力を証する書類  
(給与明細、課税または非課税証明書、年金通知書、  
生活保護受給証明書など)  
●住民票(本籍・筆頭者・続柄・世帯全員の記載がある  
もの、マイナンバーの記載は不要)  
●事件関係書類  
●立替金返済用の口座に関する書類  
などです。

#### 援助開始 決定

援助開始決定を受けると、法テラスの基準  
に基づき弁護士・司法書士費用等(着手金・  
実費等)を決定します。  
費用等は法テラスがご本人に代わって弁護  
士・司法書士に支払い、ご本人には原則とし  
て、法テラスに毎月10,000円ずつもしくは  
5,000円ずつというように分割でお支払い  
いただきます(無利息)。

#### 事件終了

事件の結果に応じて、審査の上、法テラス  
の基準に基づき弁護士・司法書士の報酬金  
およびその支払方法等を決定します。

※生活保護を受給している場合など、立替費用の返済  
の猶予・免除を受けられる場合があります。  
※立て替えたお金は原則、事件終了後3年以内にお支  
払いいただきます。

詳しくは、お近くの法テラスまでお問合せください。

#### ①資力が一定基準以下であること。

夫婦間の紛争の場合を除き、原則としてご本人と配偶者  
の収入・資産を合算した金額で判断します。  
※医療費、教育費などの出費がある場合は、相当額が控除されます。

#### 基準 A

収入が一定基準以下であること。  
月収(賞与を含む手取り年収の1/12)の  
目安は次の通りです。

| 単身者                    | 2人家族                   | 3人家族                   | 4人家族                   |
|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 182,000円<br>(200,200円) | 251,000円<br>(276,100円) | 272,000円<br>(299,200円) | 299,000円<br>(328,900円) |

※()内は、東京・大阪などの大都市の基準です。  
※家賃・住宅ローンなどを負担している場合には、以下の限度額の範囲  
内でその全額が上記収入基準額に加算されます。

| 単身者     | 2人家族    | 3人家族    | 4人家族    |
|---------|---------|---------|---------|
| 41,000円 | 53,000円 | 66,000円 | 71,000円 |

#### 基準 B

保有資産が一定基準以下であること。  
資産の基準は以下の通りです。

| 単身者   | 2人家族  | 3人家族  | 4人家族  |
|-------|-------|-------|-------|
| 180万円 | 250万円 | 270万円 | 300万円 |

※相談援助の際は現金・預貯金の合計額ですが、代理援助・書類作成  
援助の際は不動産(自宅や係争物件を除く)・有価証券なども資産  
に含みます。

#### ②勝訴の見込みがないとはいえないこと。

和解、調停、示談成立などによる紛争解決の見込みがある  
もの、自己破産の免責見込みがあるものなども含みます。

#### ③民事法律扶助の趣旨に適すること。

報復的感情を満たすだけや宣伝のためといった場合、または  
権利濫用的な訴訟の場合などは援助できません。



着手金・実費等の例 [消費税率は10%で計算(税込)]

|      |             |          |
|------|-------------|----------|
| 代理援助 | 500万円の請求訴訟  | 255,000円 |
|      | 金銭請求のない離婚訴訟 | 266,000円 |
|      | 債権者10社の自己破産 | 155,000円 |

※事件の終了後、結果に応じて報酬金をご負担いただくことがあります。  
※金額及び支払方法は、審査の上、決定します。  
※事件の難易等により、上記金額を増額する場合があります。

#### 書類作成 援助

|                          |          |
|--------------------------|----------|
| 訴状作成                     | 42,500円  |
| 自己破産申立書等作成<br>(債権者20社まで) | 105,000円 |